

川西市 介護予防・日常生活支援総合事業 に係る事業者説明会



本資料は現時点での検討状況をまとめたものであり、
今後変更が生じる場合があります



平成29年1月23日(月)・24日(火)
川西市 長寿・介護保険課

1 介護予防・日常生活支援総合事業 の制度概要

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)への移行

1、総合事業導入の背景

地域包括ケアシステムの構築
後期高齢者人口と介護給付費の増加
介護人材不足
高齢者のニーズ

2、介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)について

平成26年度の介護保険法改正により創設された制度。すべての市町村が平成29年4月までに実施します。

介護予防給付のうち介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は、新たに訪問型サービス、通所型サービスとして介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)に位置づけられます。

総合事業は介護保険制度の中に位置づけられた事業であり、公費投入割合といった財源構成は従来と変わりません。

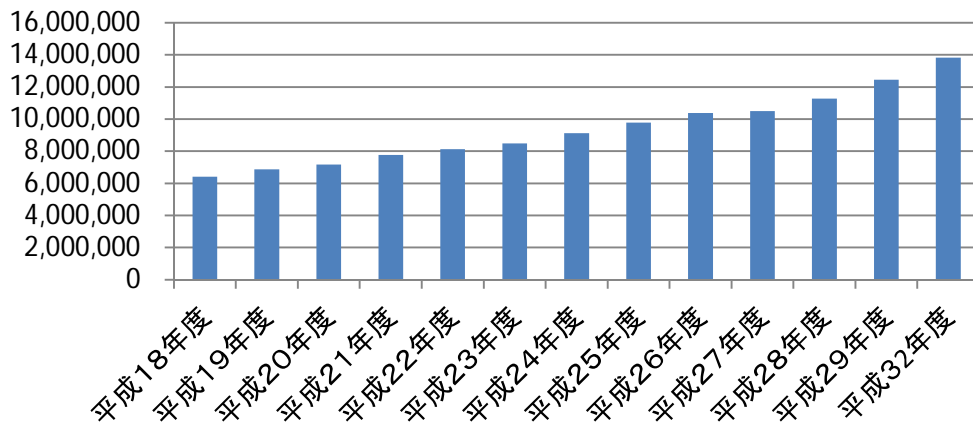
川西市の状況

本市の高齢化率は、平成28年12月末で30.1%であり、近隣市に比べて非常に高い。ただし、介護保険料は近隣市に比べて比較的安く、国の平均と比べても、約1,000円程安い。これは、現在のところ比較的元気な高齢者が多いということになるが、今後はこれ以上の高齢化に備え、これに対応した制度設計が必要である。

介護保険料の推移

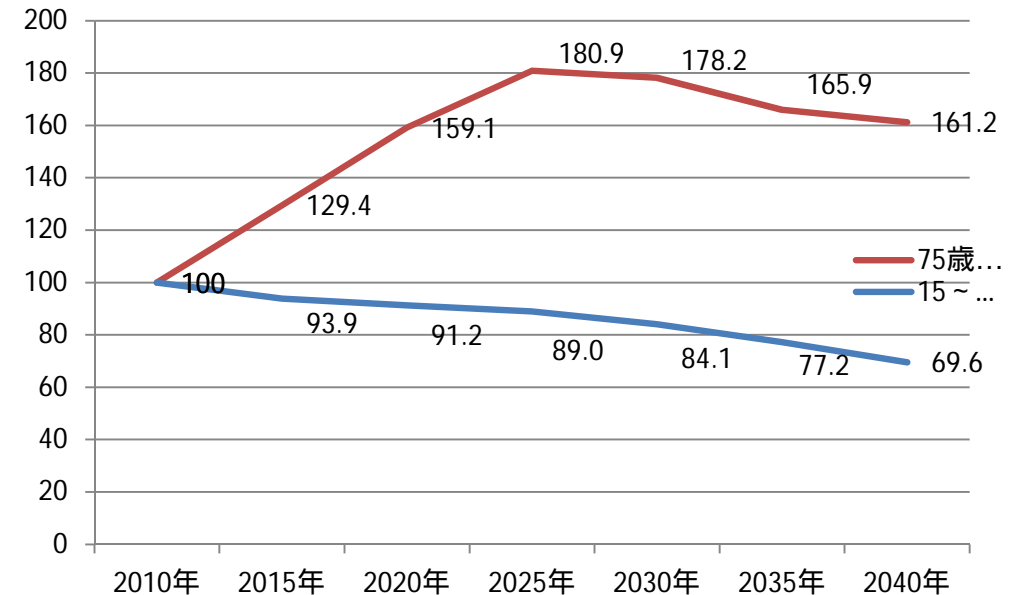
	(円)							
	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
全国	2,911	3,293	4,090	4,160	4,972	5,514	6,771	8,165
川西市	3,000	3,200	3,900	3,900	4,210	4,550		

介護サービス費(千円)



平成28年度は予算。平成29年度は計画値。
平成32年度は計画策定時の推定値

後期高齢者(75歳以上)人口と生産年齢(15歳~64歳)人口の推移



出典 川西市人口ビジョンのデータより作成

現行制度と介護予防・日常生活支援総合事業の位置付け (厚生労働省資料より)

< 現行 >

介護保険制度

< 移行後 >

H29年
4月からの移行

【財源構成】
国 25%
都道府県 12.5%
市町村 12.5%
1号保険料 22%
2号保険料 28%

【財源構成】
国 39%
都道府県 19.5%
市町村 19.5%
1号保険料 22%

介護給付 (要介護1~5)

介護給付 (要介護1~5)

介護予防給付 (要支援1~2)
訪問看護、福祉用具等
訪問介護、通所介護

介護予防給付 (要支援1~2)

介護予防事業
又は介護予防・日常生活支援総合事業
二次予防事業
一次予防事業
介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2、それ以外の者)
介護予防・生活支援サービス事業
・訪問型サービス
・通所型サービス
・生活支援サービス(配食等)
・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
一般介護予防事業

包括的支援事業
地域包括支援センターの運営
・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

包括的支援事業
地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
在宅医療・介護連携推進事業
認知症総合支援事業
(認知症初期集中支援事業、認知症地域支援・ケア向上事業 等)
生活支援体制整備事業
(コーディネーターの配置、協議体の設置 等)

任意事業
介護給付費適正化事業
家族介護支援事業
その他の事業

任意事業
介護給付費適正化事業
家族介護支援事業
その他の事業

地域支援事業

地域支援事業

現行と同様
事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

国が示すサービスの類型

(厚生労働省資料より)

要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要

訪問型サービス

市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

訪問型サービスは旧介護予防訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。

多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	従前の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	訪問介護	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	訪問型サービスB (住民主体による支援)	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース 以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース 3~6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定 / 委託	補助(助成)	直接実施 / 委託	
基準	旧予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

通所型サービス

市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

通所型サービスは、旧介護予防通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	従前の通所介護相当		多様なサービス		
サービス種別	通所介護		通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	通所型サービスB (住民主体による支援)	通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練		ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など、自主的な通いの場	生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース 「多様なサービス」の利用が難しいケース 集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース 状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。		状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定		事業者指定 / 委託	補助(助成)	直接実施 / 委託
基準	旧予防給付の基準を基本		人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者		主に雇用労働者 + ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

その他の生活支援サービス

その他の生活支援サービスは、栄養改善を目的とした配食や、住民ボランティア等が行う見守り、訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

介護予防ケアマネジメントの典型例として以下の類型を想定しています。

ケアマネジメントA	原則的な介護予防ケアマネジメント ・介護予防支援と同様のプロセスで実施 ・事業所のサービスを利用する場合 ・訪問型・通所型サービスCを利用する場合
ケアマネジメントB	簡略化した介護予防ケアマネジメント ・サービス担当者会議やモニタリングは必要に応じて実施 ・ケアマネジメントA又はC以外のケースで、ケアマネジメントの過程で判断した場合、(指定事業所以外の多様サービスを利用する場合)
ケアマネジメントC	初回のみ介護予防ケアマネジメント ・サービス担当者会議やモニタリングは不要 ・ケアマネジメントの結果、補助や助成のサービス利用や配食などのその他の生活支援サービスの利用につなげる場合(必要に応じ、その後の状況把握を実施)

2 川西市の介護予防・日常生活支援 総合事業 (平成29年4月開始)

川西市における介護予防・日常生活支援総合事業

基本的な考え方

高齢者の「心身機能」「活動」「参加」に対してバランス良く働きかけることが出来るように、地域における住民主体の切れ目のない効果的な介護予防活動の育成・支援を行う。

高齢者が地域において自立した日常生活を営むために、多様で柔軟な生活支援を地域の中で確保できる地域づくりを行う。

多様なサービスの活用により、費用の効率化を図ると共に、介護専門職は身体介護を中心とした中重度支援に重点化を進める。

川西市のサービス類型(全体像)

介護予防・生活支援サービス事業 (第1号事業)

訪問サービス
(第1号訪問事業)

指定事業者
制度により
実施

通所サービス
(第1号通所事業)

介護予防ケアマネジメント
(第1号介護予防支援事業)

介護予防型
訪問サービス
(現行相当)

基準緩和型
訪問サービス
(サービスA)

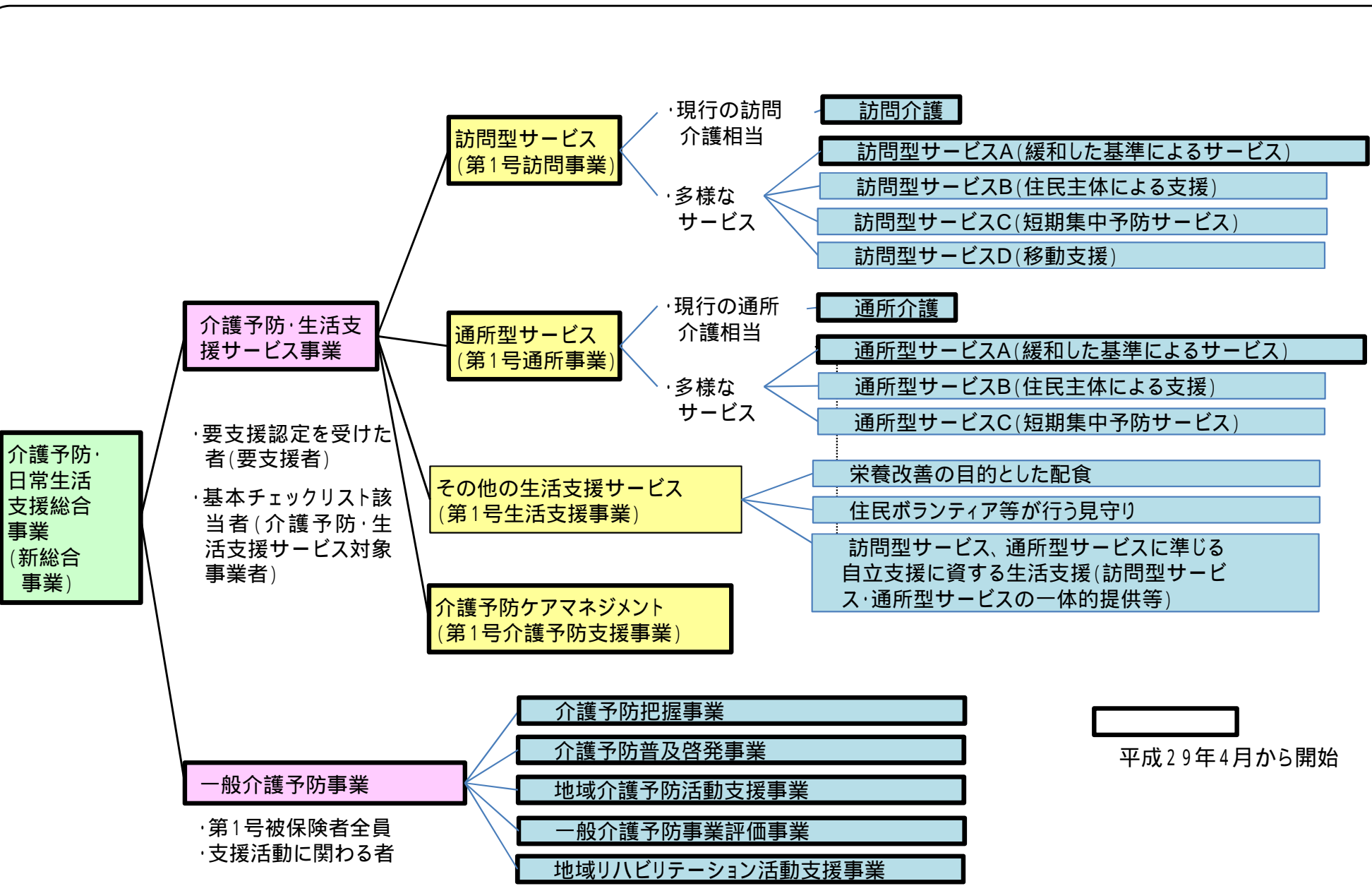
介護予防型
通所サービス
(現行相当)

基準緩和型
通所サービス
(サービスA)

ケアマ
ネジ
メントA

ケアマ
ネジ
メントC

川西市における介護予防・日常生活支援総合事業の構成



川西市におけるサービス類型(訪問サービス)

介護予防型訪問サービス (現行相当)

- 介護の専門職による支援が必要な者へのサービス
- 訪問介護員による身体介護・生活援助を実施
- サービス費用は国が定めた報酬(現行に準じた額)にて実施

基準緩和型訪問サービス (サービスA)

- 介護の専門職による支援を必要としない者へのサービス
- 訪問介護員又は市が定めた研修を受けた者による生活援助を実施
- サービス費用は介護予防型の8割程度の報酬で実施

川西市におけるサービス類型(通所サービス)

介護予防型通所サービス (現行相当)

- 介護の専門職による支援が必要な者へのサービス
- 看護師等の専門職による機能訓練や体操等を実施
- サービス費用は国が定めた報酬(現行に準じた額)にて実施

基準緩和型通所サービス (サービスA)

- 介護の専門職による支援を必要としない者へのサービス
- 専門職以外の者による体操やレクリエーション等を実施
- サービス費用は介護予防型の8割程度の報酬で実施

川西市における介護予防ケアマネジメント

介護予防型マネジメントA

- 介護予防型サービス・基準緩和型サービスで実施
- 介護予防支援と同様のプロセスで実施
- 地域包括支援センターで実施

* 委託している場合は、指定居宅介護支援事業所でも可

介護予防型マネジメントC

- 要支援1, 2又は事業対象者で一般介護予防事業のみ使う場合実施
- 初回のみでのケアマネジメント(但し、1年以内に評価を1回行う)
- 地域包括支援センターで実施

* 委託している場合は、指定居宅介護支援事業所でも可

川西市における総合事業利用の手続き

新規申請の方

○新規申請の方はすべて要介護要支援認定の申請を行います。非該当になった場合、必要な方のみ基本チェックリストを実施します。

介護予防利用者もしくは総合事業利用者が認定の更新を行う場合

○以下のいずれかの方法を利用者が選択可能とします。

- ・要支援認定の更新申請
- ・基本チェックリストの実施

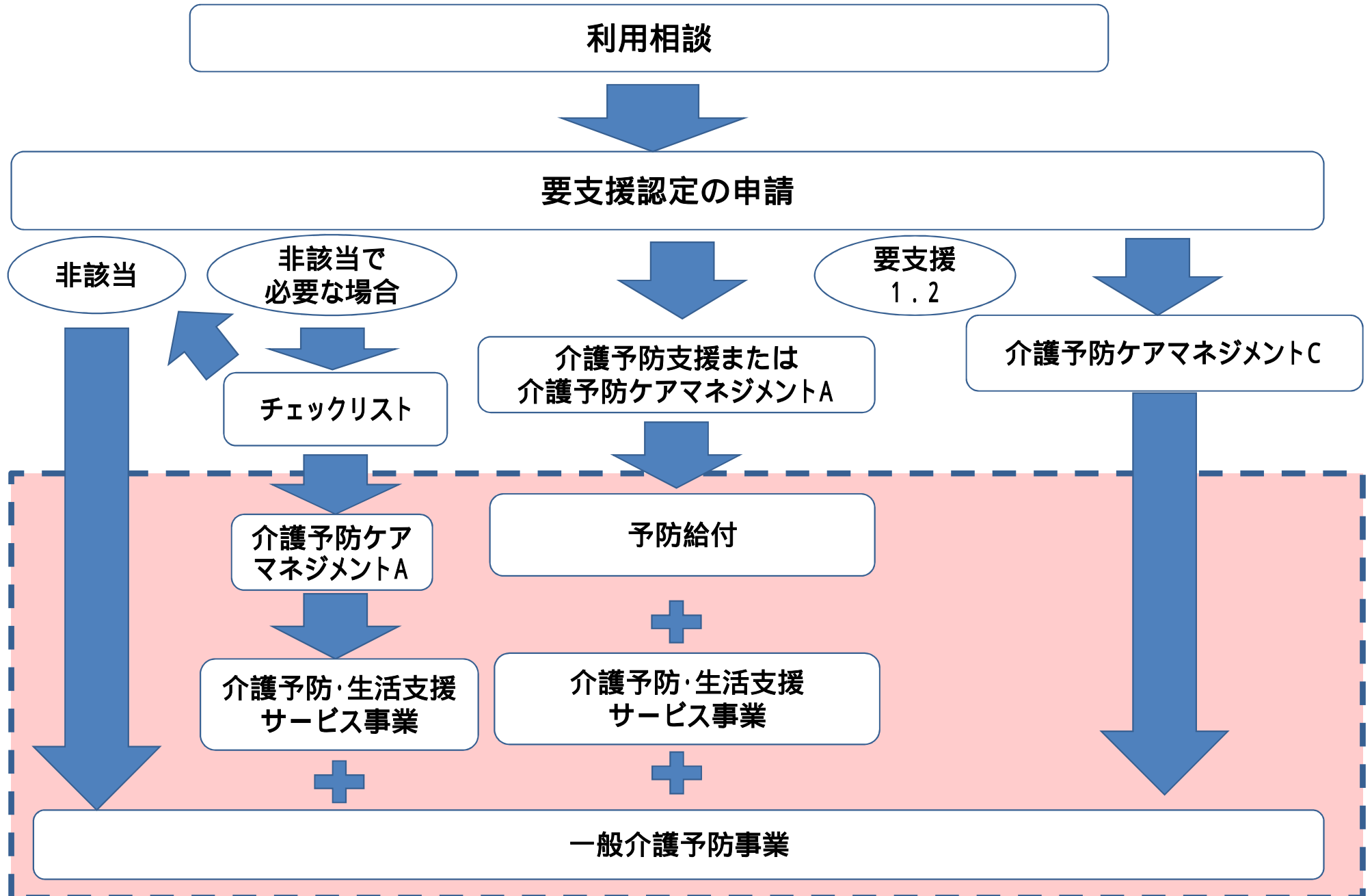
* 事業対象者(基本チェックリストにより判定を受けた者)には原則有効期限はありません。

ただし、12か月間サービスの利用がない場合は、事業対象者でなくなります。

住所地特例対象者の取扱いについて

○住所地特例対象者に対する総合事業のサービスについては、住所地特例対象者がより円滑にサービスを受けることができるよう、当該者が居住する施設が所在する市町村が行うこととなっています。

新規申請時の流れ



要支援認定更新時の流れ(更新申請)

更新申請または基本チェックリストを選択可能

更新の申請

非該当

非該当で
必要な場合

要支援
1.2

チェックリスト

介護予防支援または
介護予防ケアマネジメントA

介護予防
ケアマネジメントC

介護予防ケア
マネジメントA

予防給付

介護予防・生活支援
サービス事業

介護予防・生活支援
サービス事業

一般介護予防事業

要支援認定更新時の流れ(基本チェックリスト)

更新申請または基本チェックリストを選択可能



基本チェックリストの実施

非該当

該当

介護予防
ケアマネジメントC

介護予防
ケアマネジメントA

介護予防・生活支援
サービス事業



一般介護予防事業

給付管理・区分支給限度額について

給付管理について

総合事業(現行相当サービス、基準緩和サービスのみ)においても、介護予防給付サービスと一体的に給付管理を行う。そのため、事業対象者についても、下記表のとおり区分支給限度額を設定します。また、給付管理を行ううえで、次の3点についても留意してください。

総合事業においては、給付管理を行うサービスであっても給付制限を適用しません。

総合事業においても、現行の高額介護サービス相当の事業(支給)を実施します。

総合事業(現行相当サービス、基準緩和サービスのみ)においても、介護保険負担割合証の割合に応じた自己負担とします。

区分支給限度額について

基本チェックリストからの事業対象者については、予防給付の要支援1と同じ利用限度額とします。現行相当サービスにおいて、サービスの組合せにより、要支援2相当のサービス量が必要となる(5,003単位を超える)場合は、要介護(支援)認定の手続きを行い、要支援2の認定を受ける必要があります。

要支援2	要支援1	事業対象者
10,473単位	5,003単位	5,003単位

保険給付サービスと総合事業サービスを併用している場合は、その利用単位を合算し、上記表の上限となります。

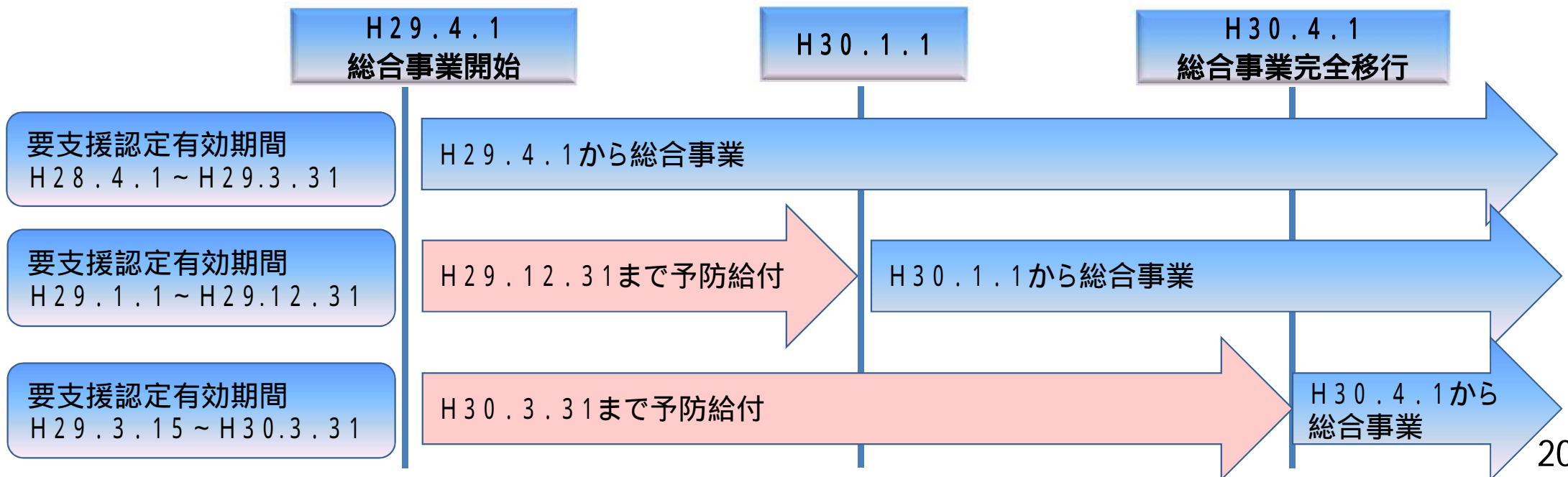
総合事業への移行

対象者

- 平成29年4月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方
(認定有効期間の開始年月日が平成29年4月以降の要支援者)
- * 第2号被保険者は、必ず要支援認定を受ける必要があります。
- 平成29年4月以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方

説明

- ・平成30年3月末までに、既に要支援認定を受けている要支援者は、その認定更新等までは、従前の予防給付(介護予防訪問介護・介護予防通所介護)としてサービス提供します。
- ・平成29年4月以降に認定更新等により要支援認定を受けた方が訪問介護・通所介護を利用する場合は、総合事業としてサービス提供します。
(要支援者の認定有効期間は、最長1年のため、市全体では平成29年4月から1年かけて移行する。)



総合事業への移行

サービス利用の経過措置

サービス利用にあたっては、介護予防ケアマネジメントを実施する中で、利用者の状況を把握し、専門職によるサービスが必要かどうかを判断した上で、利用するサービスを決定することとなります。

なお、総合事業開始前から介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用している場合は、総合事業への移行に伴う経過措置として、本人の希望により、それまでと同等のサービス(介護予防型サービス)を利用可能とします。

3 介護予防ケアマネジメントの体系

介護予防ケアマネジメントの概要

平成29年4月からサービスが移行するにあたり、ケアマネジメントを行う必要があり、同時期にケアマネジメントAとCを実施します。

ケアマネジメント	サービス種別	報酬	作成者
ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	現行相当サービス (訪問型サービス 通所型サービス)	430単位 + 初回加算300単位	地域包括支援センター (ケアマネ事業所も可)
	基準緩和型サービス (訪問型サービス 通所型サービス)	介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 連携加算300単位	
ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント) 但し、1年以内に1回評価を行う	一般介護予防事業で対応する 場合	430単位 + 初回加算300単位	地域包括支援センター (ケアマネ事業所も可)

介護予防ケアマネジメントの概要

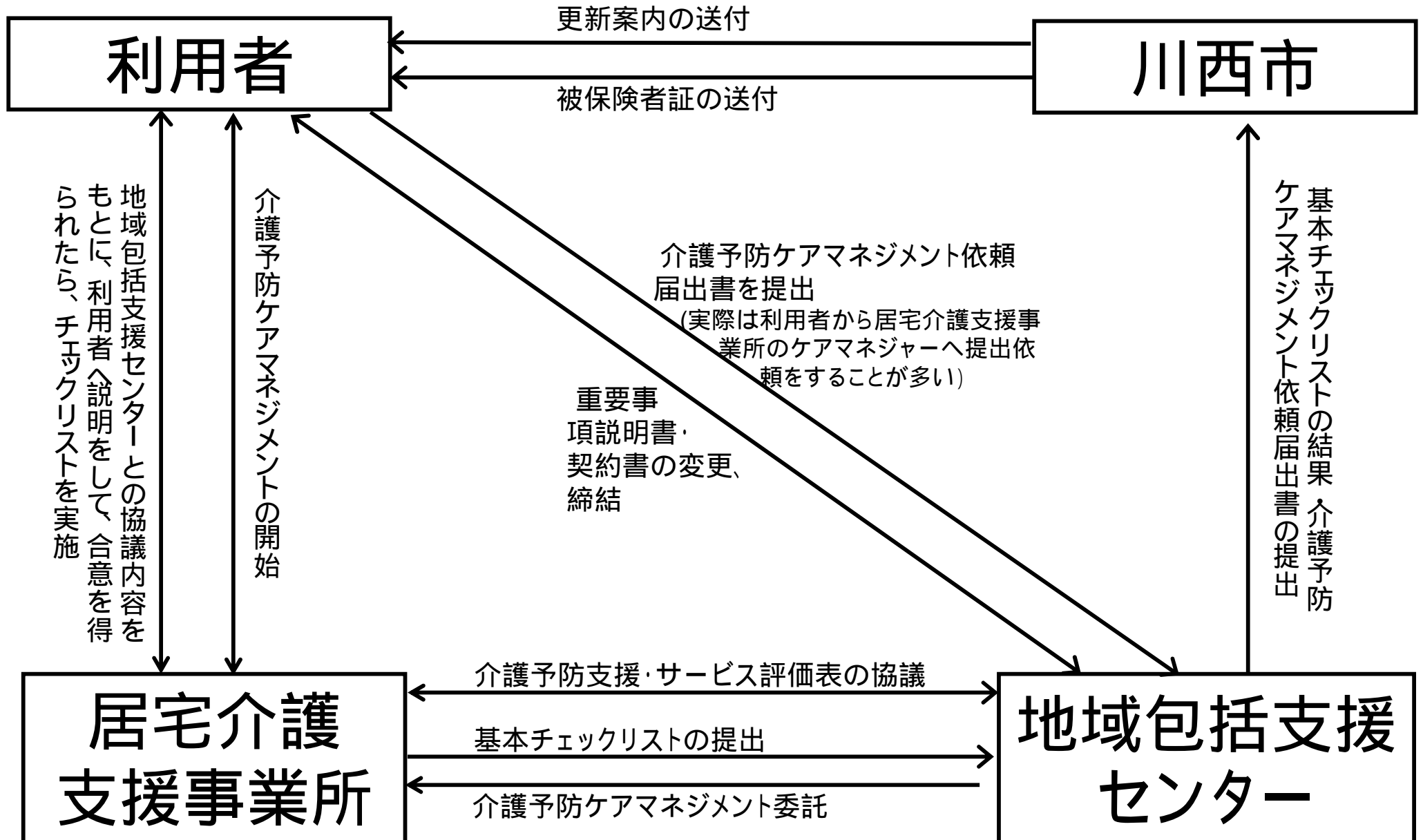
	プランの範囲	アセスメント	ケアプラン作成	サービス担当者会議	プラン有効期間	モニタリング訪問	評価
ケアマネジメントA (原則的なケアマネジメント)	・総合事業(相当、A類型) ・一般介護予防 ・インフォーマルサポート	実施	作成	プラン作成・変更の都度	3～12ヶ月	3ヶ月に1回 (他月は電話)	計画開始後6ヶ月経過前、計画期間終了
ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント) 但し、年に1回評価を行う	・一般介護予防 ・インフォーマルサポート	初回のみ実施	簡易なもの作成	開催しない	期間なし	評価前に何らかの方法で状況把握	1年以内に状況をみて1回行う

- ・総合事業以外の介護予防サービスを利用する場合は「介護予防支援(給付)」となります。
 - ・介護予防サービスと総合事業の両方を使う場合も「介護予防支援(給付)」となります。
 - ・総合事業や一般介護予防事業を利用する場合は、「介護予防ケアマネジメント(事業)」となります。
- 平成29年度は移行期間ですので、更新申請前で、総合事業に移行していない場合は、「介護予防支援(給付)」となります。

	予防サービス利用者	予防サービスと 総合事業併用利用者	事業利用者
介護予防支援			×
介護予防ケアマネジメント	×	×	

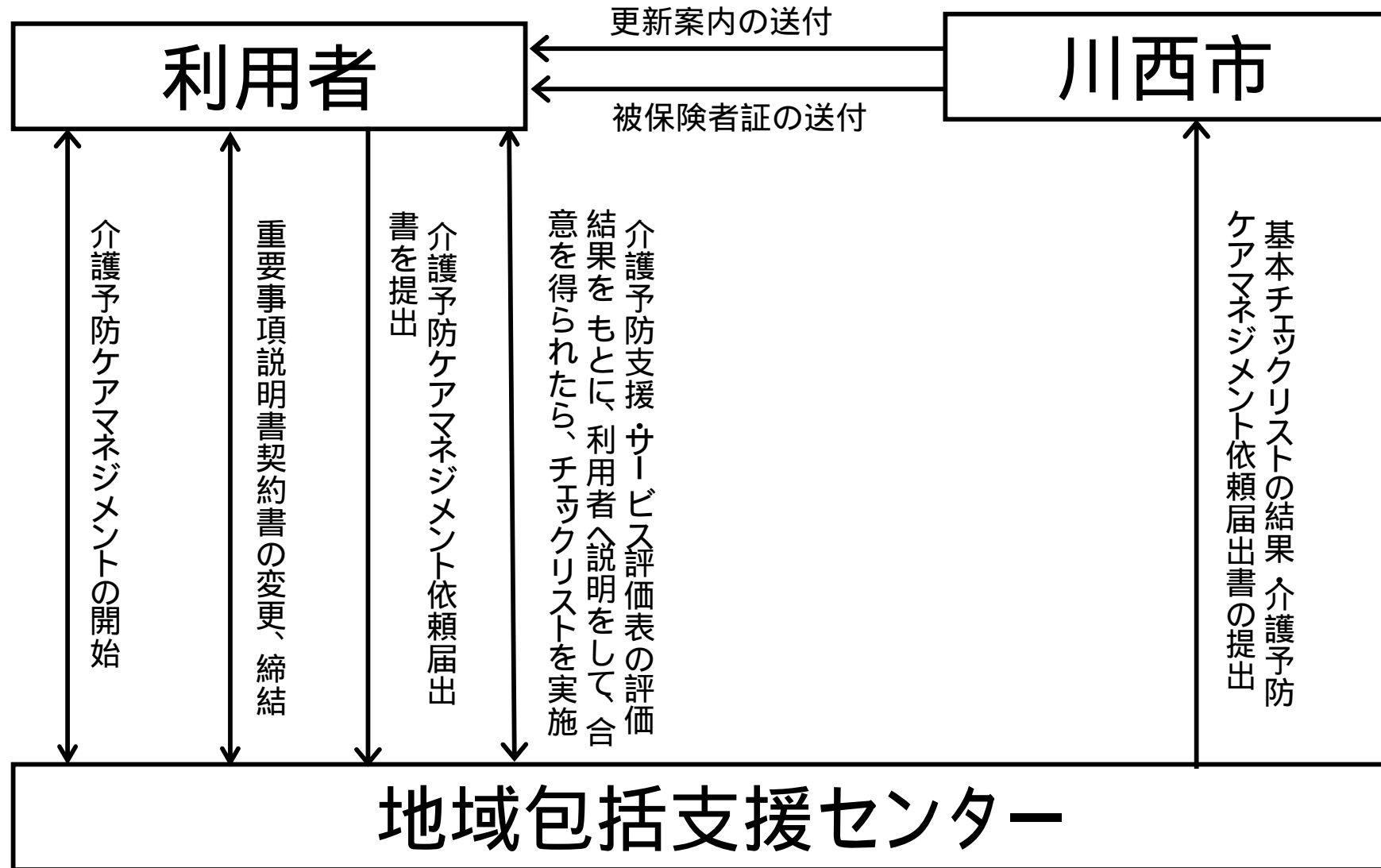
基本チェックリスト実施～サービス開始までの基本の流れ

(居宅介護支援事業所が担当している利用者の場合)



基本チェックリスト実施～サービス開始までの基本の流れ

(地域包括支援センターが担当している利用者の場合)



4 訪問サービスの体系

訪問サービスの指定基準

サービス種別		介護予防型訪問サービス (現行相当)	基準緩和型訪問サービス (サービスA)
目的		現行の介護予防給付と同様の基準による専門的なサービスを提供することで、要支援者等が自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指す。	現行よりも人員等の基準を緩和することにより担い手の幅を広げ、その担い手により生活援助に特化したサービスを提供することで、要支援者等が自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指す。
運営主体		訪問介護事業所	訪問介護事業所
利用対象者		<ul style="list-style-type: none"> ・すでにサービスを利用して、サービスの利用継続が必要と介護予防ケアマネジメントで認められる方 ・身体介護等、介護予防ケアマネジメントで訪問介護員による専門的なサービスが必要と認められる方 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防型訪問サービスに該当しない方で、指定事業者によるサービスが必要と介護予防ケアマネジメントにより求められる方
サービス内容		<ul style="list-style-type: none"> ・身体介護 ・生活援助 ・身体介護 + 生活援助 活動内容は訪問介護の範囲内で通院等乗降介助は対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・生活援助 活動内容は訪問介護の範囲内で、身体介護と通院等乗降介助は対象外
人員基準	・管理者	資格要件なし 常勤専従1人 管理者は、支障がない場合は他の職務の兼務可能	資格要件なし 常勤専従1人 管理者は、支障がない場合は他の職務の兼務可能
	・サービス提供責任者	有資格者 常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人につき1人以上(一部非常勤可)。ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつサービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は、利用者50人に1人以上。 (介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者)	有資格者 従事者のうち、利用者40人につき1人以上。ただし、サービス提供責任者を3人以上配置し、かつサービス提供責任者の業務に主として従事する者が1人以上配置されている等の事業所は、利用者50人に1人以上。 (介護福祉士、実務研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者)
	・訪問介護員等 ・従事者(サービスAの場合)	有資格者 常勤換算2.5人以上 (介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者)	有資格者・一定の研修修了者 1人以上必要数 (介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者、市が指定する研修修了者)

訪問サービスの指定基準

サービス種別	介護予防型訪問サービス (現行相当)	基準緩和型訪問サービス (サービスA)
運営	運営規程等の説明・同意 提供拒否の禁止 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 秘密保持 事故発生時の対応 個別サービス計画の作成 等	運営規程(生活援助に限る)等の説明・同意 提供拒否の禁止 訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 従事者または従事者であった者の秘密保持 事故発生時の対応 個別サービス計画にかわる簡易な指示書の作成 等
報酬額	月額包括報酬 () 要支援1・2、事業対象者で週1回程度 1,168単位/月 () 要支援1・2、事業対象者で週2回程度 2,335単位/月 () 要支援2、事業対象者で週2回超 3,704単位/月 各種加算・減算は予防給付と同様 1単位の単価は現在の地域別単価と同額(10.70円)	有資格者(訪問介護員等)と無資格者との賃金格差及び訪問介護計画作成時間が減少することを考慮し、現行相当の(1)の単価の80%とします。 出来高報酬 () 要支援1・2、事業対象者 233単位/回 利用限度回数 ・要支援1、事業対象者 週1回 ・要支援2、事業対象者 週2回 加算は介護職員処遇改善加算のみ設定 1単位の単価は現在の地域別単価と同額(10.70円)
サービスの利用	・現行相当サービス及び基準緩和サービスの併用不可	・現行相当サービス及び基準緩和サービスの併用不可 ・住民主体サービスとの併用は可
介護予防支援	ケアマネジメントA(従前と同額) 地域別単価は10.70円 従来通りのケアマネジメントを実施	

5 通所サービスの体系

通所サービスの指定基準

サービス種別	介護予防型通所サービス(現行相当)	基準緩和型通所サービス (サービスA)
目的	現行の介護予防給付と同様の基準による専門的なサービスを提供することで、要支援者等が自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指す。	現行よりも人員等の基準を緩和することにより担い手の幅を広げ、その担い手により短時間のサービスを提供することで、要支援者等が自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指す。
運営主体	通所介護事業所	通所介護事業所
利用対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・すでにサービスを利用して、サービスの利用継続が必要と介護予防ケアマネジメントで認められる方 ・身体介護等、介護予防ケアマネジメントで機能訓練指導員や介護職員による専門的なサービスが必要と認められる方 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防型通所サービスに該当しない方で、指定事業者によるサービスが必要と介護予防ケアマネジメントにより求められる方
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練(体操・リハビリ等) ・レクリエーション ・入浴 ・食事 ・送迎 ・健康チェック 	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練(軽体操等) ・レクリエーション ・送迎 ・健康チェック
入浴	任意	原則実施しない。
食事	任意(食材費等を実費徴収可)	原則実施しない。
送迎	送迎の実施は必須(減算あり) 利用者の希望により送迎の未実施が可能	送迎の実施は必須(減算なし) 利用者の希望により送迎の未実施が可能

通所サービスの指定基準

サービス種別		介護予防型通所サービス (現行相当)	基準緩和型通所サービス (サービスA)
提供時間		原則3～9時間	原則2～5時間 現行相当サービスよりも短時間でのサービス提供を原則とします。
人員基準	・管理者	資格要件なし 常勤専従1人 管理者は、支障がない場合は他の職務の兼務可能	資格要件なし 常勤専従1人 管理者は、支障がない場合は他の職務の兼務可能
	・生活相談員	有資格者 専従1人以上 (社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格等)	有資格者 1人以上 (提供日に配置) (社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉主事任用資格等)
	・看護職員	有資格者 専従1人以上 (利用定員11人以上の場合)	不要
	・機能訓練指導員	有資格者 1人以上	不要
	・介護職員 ・従事者(サービスAの場合)	資格要件なし 専従1人以上 (利用定員15人まで1人、1人増えるごとに常勤換算0.2人) 生活相談員又は介護職員のうち、1人以上は常勤	資格要件なし 専従1人以上 (利用定員20人まで1人、1人増えるごとに常勤換算0.1人)
設備基準		・食堂兼機能訓練室(3㎡×定員) 静養室、相談室、便所、洗面設備、事務室、消火設備その他の非常災害に必要な設備	・サービスを提供するために必要な場所(3㎡×定員) 静養室、相談室、便所、洗面設備、事務室、消火設備その他の非常災害に必要な設備

通所サービスの指定基準

サービス種別	介護予防型通所サービス(現行相当)	基準緩和型通所サービス(サービスA)
人員・設備の考え方	<p>1 通所介護・現行相当サービス・基準緩和サービスを一体的に行う場合(複数のサービス利用者に対して、同じ機能訓練室で同じ時間帯に合わせて、サービスを行う場合)は、人員・設備は通所介護・介護予防型通所サービスの基準による。</p> <p>2 通所介護・現行相当サービスと基準緩和サービスを一体的に行わない場合(別の部屋で実施したり時間帯等を明確に区分するなどの、以下 ~ の実施方法が考えられる。)は、それぞれの区分ごとに指定基準を満たす必要がある。</p> <p>別の部屋で実施 部屋を区切って実施(パーティション等により機能訓練室を仕切って実施等。) 時間帯を分けて実施(午前は基準緩和サービス、午後は通所介護・現行相当サービスを実施。) 曜日を分けて実施(土曜日は基準緩和サービス、月～金曜日は通所介護・現行相当サービスを実施。)</p>	
運営	運営規程等の説明・同意 提供拒否の禁止 衛生管理 秘密保持 事故発生時の対応 個別サービス計画の作成 等	運営規程等の説明・同意 提供拒否の禁止 衛生管理 従事者または従事者であった者の秘密保持 事故発生時の対応 個別サービス計画にかわる簡易な指示書の作成 等
報酬額	・月額包括報酬 ()要支援1、事業対象者で週1回程度 1,647単位/月 ()要支援2、事業対象者で週2回程度 3,377単位/月 各種加算・減算は予防給付と同様 1単位の単価は現在の地域別単価と同額(10.45円)	看護職員、機能訓練指導員の配置が必要ないこと、通所介護計画作成時間が減少することを考慮し、現行相当の(1)の単価の80%とします。 ・出来高報酬 ()要支援1・2、事業対象者 329単位/回 利用限度回数 ・要支援1、事業対象者 週1回 ・要支援2、事業対象者 週2回 加算は介護職員処遇改善加算のみ設定 1単位の単価は現在の地域別単価と同額(10.45円)
サービスの利用	・現行相当サービス及び基準緩和サービスの併用不可	・現行相当サービス及び基準緩和サービスの併用不可 ・住民主体サービスとの併用は可
介護予防支援	ケアマネジメントA(従前と同額) 地域別単価は10.70円 従来通りのケアマネジメントを実施	

6 一般介護予防事業

一般介護予防事業

以下の事業類型をもとに、本市では、効果的な介護予防事業としていきいき元気クラブやきんたくん健幸体操(転倒予防・いきいき百歳体操編)等をすすめていきます。

事業	内容
介護予防把握事業	収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

川西市の介護予防事業

介護予防

	平成27年度
一次予防	いきいき元気クラブ * 各地域包括支援センターが主催
二次予防	毎日ちょこちょこ元気づくり教室 * 中央地域包括支援センターが主催



	平成28年度
一次予防	いきいき元気クラブ * 各地域包括支援センターが主催
一般介護予防モデル事業	きんたくん健幸体操 <転倒予防・いきいき百歳体操編> * 中央地域包括支援センターが主催



	平成29年度
一般介護予防事業	いきいき元気クラブ * 各地域包括支援センターが主催
	きんたくん健幸体操 <転倒予防・いきいき百歳体操編> * 住民主体でおこなっていく 中央地域包括支援センターが支援

認知症予防

	平成27年度
認知症予防モデル事業	緑台地区・明峰地区 * 中央地域包括支援センターが主催 各地域包括支援センターが支援



	平成28年度
認知症予防事業	日常生活圏域7地区 * 各地域包括支援センターが主催 中央地域包括支援センターが支援



	平成29年度
認知症予防事業	日常生活圏域7地区 * 各地域包括支援センターが主催 中央地域包括支援センターが支援

7 指定手続き

総合事業における指定手続き

事業者の指定

(1) 介護予防型サービス

平成27年3月31日までに介護予防訪問(通所)介護の指定を受けていた事業者は、平成30年3月31日まで総合事業の指定を受けたものとみなされています。

その後引き続き、川西市被保険者に対して介護予防型訪問(通所)サービスを行う場合は、川西市に指定更新の申請が必要となります。

指定更新の案内は平成29年度にあらためて行います。

平成27年4月1日以降に介護予防訪問(通所)介護の指定を受けた事業者は、みなし指定の対象になりませんので、川西市に介護予防型訪問(通所)サービスの指定申請が必要です。

(2) 基準緩和型サービス

新たなサービス類型となるため、川西市に指定申請が必要です。

なお、指定申請の提出期限は、事業を実施しようとする2ヶ月前の月末までとします。

(3) 指定期間

新規の指定期間は6年

事業指定効力対象者

川西市の事業所指定は、川西市の被保険者(住所地特例対象者を除く)、及び川西市に住民票のある他市の住所地特例対象者にのみ適用されます。

他市の被保険者に対して、総合事業のサービスを提供する場合は、それぞれの市町村から事業所指定を受ける必要があり、変更届や指定更新申請も同様にそれぞれの市町村に届け出る必要があります。

指定手続き一覧

指定を受けるサービス	事業者区分	指定手続	指定申請期限
介護予防型サービス	平成27年3月31日において介護予防サービスの指定を受けていた事業者	指定を受けたとみなされており（平成30年3月31日までみなし指定）、手続不要です。 ただし、平成30年4月1日以降も引き続きサービスを行う場合は、指定更新が必要です。	事業開始日の2ヶ月前の月の末日までに、申請書に必要書類を添えて提出してください。 例) 4月1日事業開始 2月28日までに申請。
	平成27年4月1日以降に新規開設した事業者（みなし指定の対象ではない事業者）	市の指定を受ける必要があります	
基準緩和型サービス	基準緩和型サービスを行う全ての事業所	市の指定を受ける必要があります	

8 請求事務

サービスコード等

従来の介護予防訪問(通所)介護は、総合事業では現行相当の介護予防型訪問(通所)サービスとして、基準・単価を同一として実施する。ただし、請求コードが異なることに注意。

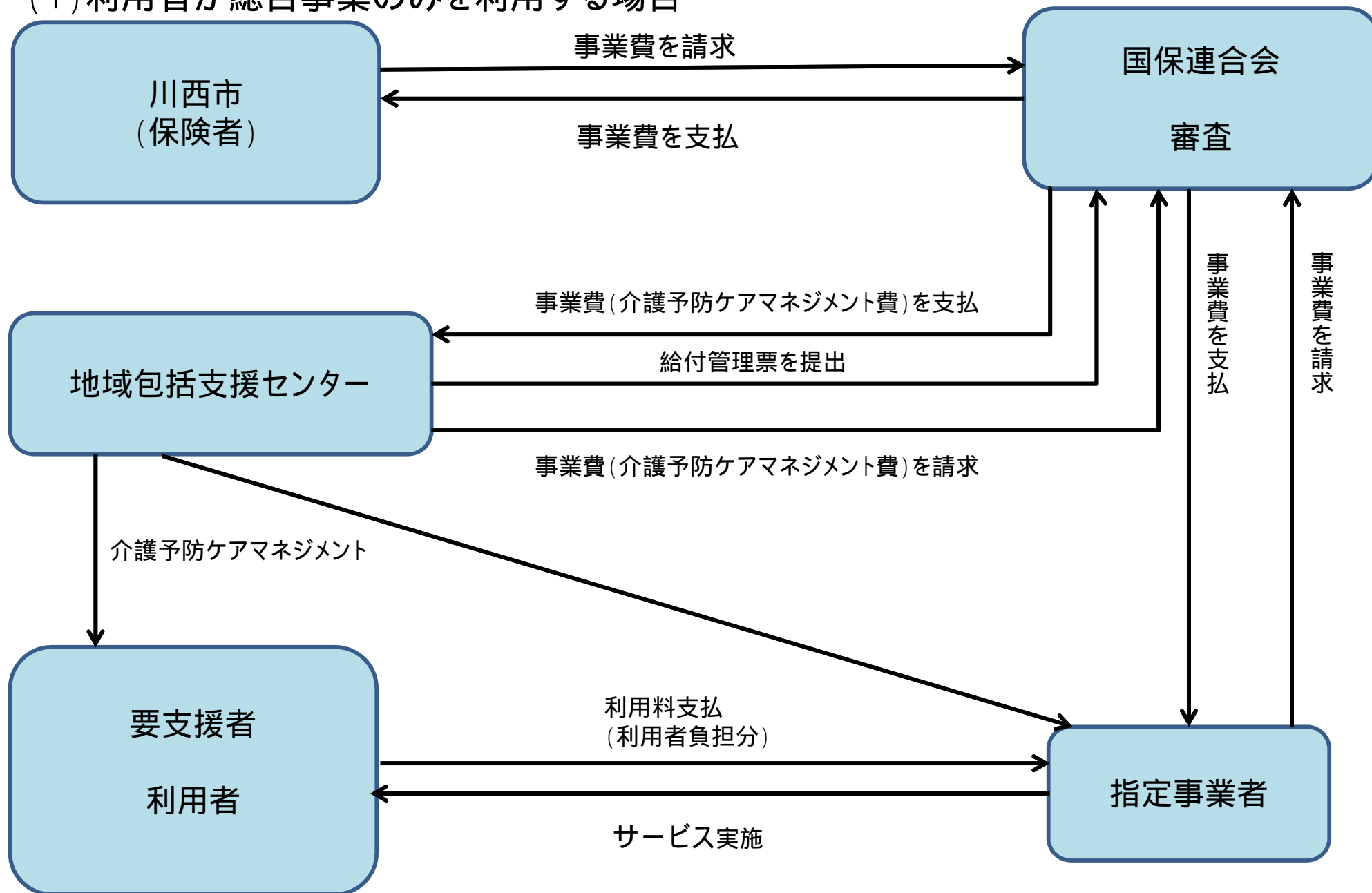
従来のサービスに加え、緩和した基準によるサービスの基準緩和型訪問(通所)サービスを実施する。基準・内容・単価は、現行のものと異なり、請求コードも新設する。

地域単価については、提供するサービスにより異なる。

	訪問サービス	通所サービス	地域単価
予防給付	予防給付のコード	予防給付のコード	事業所所在地の地域単価
介護予防型 (みなし)	A 1	A 5	事業所所在地の地域単価
介護予防型	A 2 (介護予防型)	A 6 (介護予防型)	川西市の地域単価
基準緩和型	A 2 (基準緩和型)	A 6 (基準緩和型)	川西市の地域単価

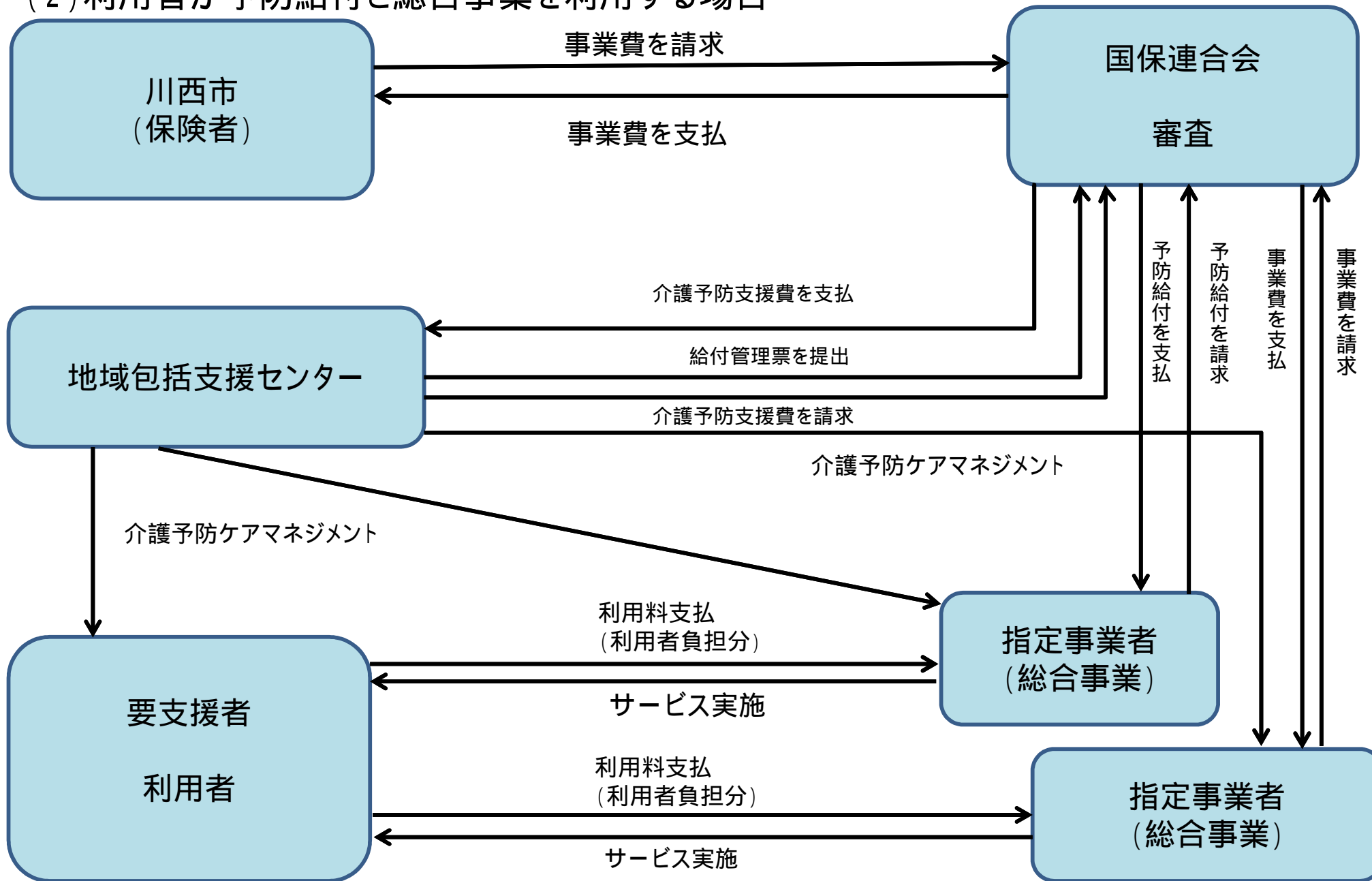
国保連へ審査支払業務を委託した場合の事務処理の流れ

(1) 利用者が総合事業のみを利用する場合



国保連へ審査支払業務を委託した場合の事務処理の流れ

(2) 利用者が予防給付と総合事業を利用する場合



参考

WAM NET

**介護保険事務処理システム変更に係る参考資料
(確定版)(平成27年3月31日事務連絡)**

- http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/gyoseiShiryou/kaigohoken/systemKanren/systemKanren001/20150331_01.html

介護予防・日常生活支援総合事業における公費の取扱いについて

	A1	A2	A3	A4	A5	A6	A7	A8	A9	AA	AB	AC	AD	AE	AF
	訪問型サービス(みなし)	訪問型サービス(独自)	訪問型サービス(独自/定率)	訪問型サービス(独自/定額)	通所型サービス(みなし)	通所型サービス(独自)	通所型サービス(独自/定率)	通所型サービス(独自/定額)	その他の生活支援サービス(配食/定率)	その他の生活支援サービス(配食/定額)	その他の生活支援サービス(見守り/定率)	その他の生活支援サービス(見守り/定額)	その他の生活支援サービス(その他/定率)	その他の生活支援サービス(その他/定額)	介護予防ケアマネジメント
58 全額免除															
81 原爆助成															
25 中国残留															
12 生活保護															

印は、請求が可能な公費

9 その他

定款・運営規程・契約書・重要事項説明書について

定款・運営規程

【介護予防訪問介護・介護予防通所介護『みなし指定』事業者について】

事業開始までに定款上に総合事業についての記載が必要。定款変更に伴い、運営規程も総合事業用に作成する必要があります。また法人によって記載内容が違います。詳しくは所轄庁に確認して下さい。

【平成29年4月1日以降介護予防・日常生活支援総合事業の指定を受ける事業者について】

指定の申請時に定款・運営規程ともに総合事業についての記載が必要です。

運営規程は、現在利用している運営規程に総合事業を追加することも可とします。

(定款記載例)

「介護保険法に基づく第1号訪問事業」

「介護保険法に基づく第1号通所事業」

「介護保険法に基づく第1号予防支援事業」

契約書・重要事項説明書

総合事業へ移行した利用者・新規に総合事業を利用する事業者に対して、総合事業の契約書・重要事項説明書で契約を結びなおす必要があります。

料金表については、実施するサービスの利用料や自己負担金について記載してください。

事業者により記載内容が異なるため、各事業所で確認する必要があります。

被保険者証 事業対象者 印刷イメージ

(一)

介護保険被保険者証									
被 保 険 者	番 号	0009000019							
	住 所	川西市中央町12番1号							
	フリガナ	カワニシ タロウ							
	氏 名	川西 太郎							
	生年月日	昭和 2年 2月 2日	性別	男					
交付年月日	平成29年 1月 6日								
保険者番号 並びに保険 者の名称及 び印	<table border="1"> <tr> <td>2</td><td>8</td><td>2</td><td>1</td><td>7</td><td>8</td> </tr> </table> <p>〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号 川 西 市 電話番号 072-740-1111</p> 			2	8	2	1	7	8
2	8	2	1	7	8				

(二)

要介護状態区分等	事業対象者	
認定年月日 (事業対象者の場合 は、基本チェック リスト実施日)	平成29年 1月 6日	
認定の有効期間		
居宅サービス等	区分支給限度基準額	
(うち種類支給 限度基準額)	1月当たり	
	サービスの種類	種類支給限度基準額
認定審査会 の意見及び サービスの 種類の指定		

(三)

	内 容	期 間
	給 付 制 限	
		開始年月日 終了年月日
		開始年月日 終了年月日
居宅介護支援事業者 又は介護予防支援事 業者及びその事業所 の名称又は地域包括 支援センターの名称	〇〇地域包括支援センター	
		届出年月日 H29. 1. 6
		届出年月日
介護保険 施設等	種類	入所等年月日
	名称	退所等年月日
	種類	入所等年月日
	名称	退所等年月日